

第3章

構想実現化方策

基本的考え方

まちづくりの進め方

第3章 構想実現化方策

- 全体構想や地域別構想に示した「まちづくりの方針」や「まちづくりの施策」を実現するためには、様々な取組みが必要となります。
- その考え方を「構想実現化方策」として示します。

1 基本的考え方

全体構想や地域別構想におけるまちづくりの方針は、「土地利用」「みどり・水辺・都市景観」「交通環境整備」「防災まちづくり」「人にやさしいまちづくり」の各分野の連携のもと総合的に展開していきます。

今後、住宅都市としての本市の価値を持続させ、さらに高めていくためには、公共の福祉を重視しつつ、地球環境問題への対応、人とみどりの触れ合い、すべての市民が暮らしやすい環境づくりなど、“人”“暮らし”の視点に立脚した取組みが特に重要となります。

そのため、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会、NPO法人や市民活動団体との連携・協力体制を一層充実させ、地域主体の多様かつ活発なまちづくり活動と行政の施策・事業が相乗効果を生み出すような「協働のまちづくり」を積極的に推進していきます。

また行政経営のなかでも、まちづくりの目標と達成のための効果的な施策・事業の立案・実行とその成果の適切な評価を行い、より効果的な施策・事業を着実に実施できるよう取り組んでいきます。

このような考え方のもと、本市では、特に次の4点に留意して各種の取組みを進めます。

- (1) 適切な役割分担
- (2) 適切な手法の選択
- (3) 行政評価を活用した進行管理
- (4) まちづくりの推進体制の整備

2 まちづくりの進め方

(1) まちづくりの役割分担

行政と市民活動団体はともに公共を担っていますが、地域の課題は多岐にわたるため、行政や市民活動団体がそれぞれ単独で実施するよりも双方の特性を活かし協働*することでより効率的・効果的に地域の課題を解決することが可能となります。

基本的な考え方として、市民が主体的にまちづくり活動を展開し、暮らしやすい地域の環境づくり、課題解決に対して、住民自治の観点から市民と行政とが共に担い、協働して取組めるような地域社会の成熟化を目指します。

行政は、情報公開・普及などの各種取組みを行う一方で、特に大規模・広域的で長期的・専門的な視点を要するまちづくりを担っていきます。

また、市民のみなさんにもまちづくりの理解や知識をより一層深めていただき、行政とのパートナーシップを築きながら、地域の個性を活かせるまちづくりや地区レベルのまちづくりの活動、計画提案・策定・推進に多様な力を発揮していただけるよう、体制づくりを進めていきます。

* 協働：市民活動団体と市が、①相互に対等な関係の下、②互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、③共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること

(2) まちづくりの手法と仕組み

住宅都市としての本市の価値を持続させ、“人”“暮らし”の視点に立脚したさまざまなまちづくりや協働のまちづくりを展開するために、つぎのような手法や仕組みの有効性を検討・検証しつつ、施策・事業を立案し、適用・実施します。

① 計画的な土地利用を実現するために

⇒用途地域制度*、特別用途地区制度 など

② 根幹的な都市施設を整備するために

⇒都市施設などの都市計画決定*、街路事業*、公園整備事業 など

③ 面的な市街地の改善のために

⇒市街地再開発事業*、土地区画整理事業* など

④ 地区単位のきめ細かいまちづくりのために

⇒地区計画*・建築協定・緑地協定* など

(地域に住んでいる方が中心となって、まちのルールを提案することも可能です)

⑤ 適切な開発や建築を規制・誘導するために

⇒開発許可制度*、建築確認制度* など

⑥ 市独自のまちづくりを可能とするために

⇒人にやさしいまちづくり条例、まちづくり憲章 など

⑦ 新たな社会ニーズに対応した戦略的なまちづくりのために

⇒都市施設や公共施設、公共的空間の維持管理や、人口構成や社会ニーズの変化に迅速に対応した機能転換・再編

⇒全体構想で定めた戦略的テーマに基づく効果的な施策・事業の推進 など

* 用途地域制度、特別用途地域制度：住宅地や商業地などに区分して、建物の用途や大きさを規定する制度

* 都市計画決定：用途地域、都市施設、開発事業などを都市計画法に基づいて定めること

* 街路事業：道路整備の事業手法のひとつ

* 市街地再開発事業：木造住宅の密集地などで、建物や公共施設の整備を行う事業

* 土地区画整理事業：宅地の整形化や道路の整備など、面的にまちをつくりかえる事業

* 地区計画：法に基づいて、地区単位で、きめ細やかなルールを定めて行うまちづくりのこと

* 建築協定・緑地協定：地区の全員の合意のもとに、一定のルールを定めるもの

* 開発許可制度：一定規模以上の開発行為について、その内容の審査や行政指導を行う制度

* 建築確認制度：新築や建替え等に際して、法的条件を満たしているかどうかを確認する制度

⑧ 協働のまちづくりを持続可能なものとするために

- ⇒協働のまちづくりを推進するためのイベント（シンポジウム・討論会・まち歩き・学習会・まちづくり関連のコンテストや表彰制度の導入）
- ⇒地域の魅力・価値向上や課題解決を担い、地域に根ざして活動する組織の育成と協働事業の展開 など

（3）行政評価を活用した進行管理

全体構想・地域別構想の方針については、市政の根幹的な計画である総合計画の実施計画にあわせて優先度の高い施策・事業を具体化するとともに、達成すべき目標を明確化し、施策・事業の実施につなげていきます。

また、施策評価による施策それぞれの達成状況・社会状況の変化及び市民の満足度・重要度からの総合的な評価を受け、施策の合理的な展開を検討します。同時に施策目標の達成へ向けた個別の事務事業の貢献度を利用し、評価します。

重要度が高く、成果が求められる施策については拡充・重点化する一方で、効果の少なかった施策については、その原因を研究し、実施方法の変更や施策の転換などを検討します。

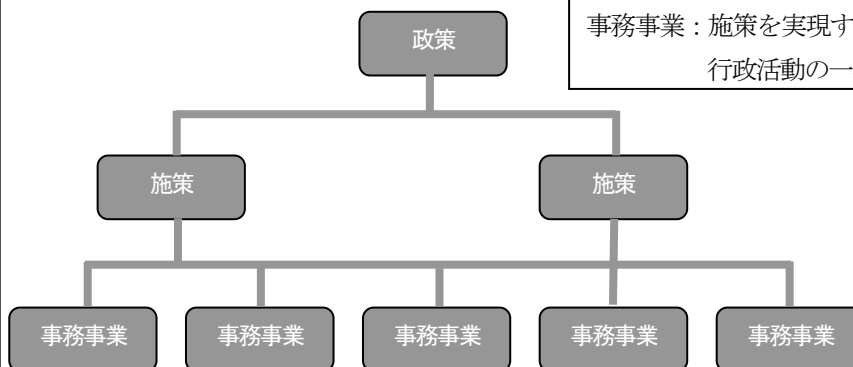
【参考：西東京市における行政評価制度】

○ 行政評価とは

行政評価とは、「政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から評価するもの」です。その目的は、PDCA（Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し）という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画（Plan）の有効性と、実施（Do）の効率性の向上を図ることです。

こうした行政評価制度を導入することにより、事業所管課や計画所管課が、事業の成果を組織的、定期的、客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくなるという効果が期待できます。

《行政の政策体系図》



政 策：特定の行政課題に対応するために立案された方針であり、行政活動の大きな単位をいう
施 策：政策を実現するための具体的な方策をいう
事務事業：施策を実現するための個々の事務事業であり行政活動の一番小さな単位をいう

(4) まちづくりの推進体制

① 庁内体制の整備

市民のみなさんに分かりやすい庁内体制の充実に努めます。

実際のまちづくりでは、分野横断的な取り組みが必要となるため、いわゆる縦割りとならないよう関連部局との連携の強化を目指します。

市報や様々な情報コミュニケーション手段を活用してまちづくりに関する広報活動の充実に努めます。

② さまざまな主体との連携の推進

周辺自治体と日頃からまちづくりに関する情報交換を行い、必要に応じて共同のまちづくりを推進します。

国・東京都や、各種の公的機関との間でも随時情報交換を行い、適切な役割分担によりまちづくりを進めます。

市内のまちづくりに関するNPO法人などの連携や地域のまちづくり活動団体の育成にも努めます。

③ 市民協働の体制整備

地域やまちづくりの情報を正確かつ速やかに発信するとともに、個別に取り組みテーマをもって活動している各団体どうしの交流を進めたり、人材育成などの面でまちづくりの裾野を広げるような地域主体のまちづくり活動や組織（例：〇〇地域まちづくり協議会など）の設立、運営の支援を進めます。

④ 持続的なまちづくりのマネジメント

都市計画に関する事業や都市基盤施設・公共施設等の維持管理を戦略的・継続的に実施するため、国や東京都の補助金の有効活用とともに、自主財源の確保に努めます。

また、まちづくり事業への基金*の活用や民間企業の資金・ノウハウを積極的に活用した事業展開を適切に行えるようにしていきます。

さらに、NPO法人等の企画提案事業（市との協働事業）の実施や自立性・公益性の高い活動組織の育成を通じて、地域で主体的に暮らしを支える社会サービス・まちづくりの一端を担える体制を充実させていきます。

* 基金：特定の目的を定めて、あらかじめ事業費用などの積み立てを行う制度